

議第 57 号 専決処分の承認について

1 提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、専決処分により呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 29 年呉市条例第 16 号）を制定したので、その承認を求めるものです。

2 改正の内容

(1) 個人市民税

ア 上場株式等の課税方式の規定の整備

上場株式等に係る配当所得等における、次の三つの課税方式について、所得税と異なる課税方式により市長が個人市民税を課することができることを明確化しました。

- (ア) 申告不要制度 源泉徴収（特別徴収）で課税関係が完了するもの
- (イ) 申告分離課税 申告により損益通算と繰越控除を行うもの
- (ウ) 総合課税 申告により他の所得と合算するもの

イ 課税特例の延長

- (ア) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例（※1）について、適用期限を平成 30 年度までから平成 33 年度までに 3 年間延長しました。
- (イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（※2）について、適用期限を平成 29 年度までから平成 32 年度までに 3 年間延長しました。

※1 家畜市場において 100 万円未満で売却されるものなど、一定の肉用牛売却所得について免税とするもの

※2 課税長期譲渡所得 2,000 万円以下の部分について税率を軽減（本則 3 パーセント、特例 2.4 パーセント）するもの

(2) 法人市民税

延滞金の計算期間の整備

国税における延滞税の取扱いの見直しに準拠して、法人の市民税の減額更正後に増額更正が行われた場合に、延滞金の計算の基礎となる期間から一定の期間を控除して延滞金額を計算することについて規定の追加整備を行いました。

(3) 固定資産税

ア 災害に関する特例規定の整備

- (ア) 災害により滅失・損壊をした償却資産に代わるものとして市長が認めるものを取得等した場合、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準額を 4 年度分に限り 2 分の 1 とする課税標準の特例について規定しました。
- (イ) 被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備をしました。
- (ウ) 被災市街地復興推進地域に定められた場合には、災害により住宅が滅失し、賦課期日（1 月 1 日）までに再建されていない場合でも、被災前に住宅用地であった土地に対し、震災等発生後 4 年度分に限り課税標準を 3 分

の1（200平方メートル以下の場合には、6分の1）とする住宅用地の特例を適用できる規定を常設化しました。

イ 居住用超高層建築物課税の見直し

居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定しました。

ウ 認定長期優良住宅等耐震改修の減額

耐震改修工事又は熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）が行われた住宅が長期優良住宅に該当することとなった場合に固定資産税の減額を受けようとする者が、耐震改修工事又は省エネ改修工事が完了した日から3か月以内に提出する申告書に記載すべき事項等について規定しました。

※ 改修の翌年度に限り3分の2

(4) 軽自動車税

ア 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期限を平成28年度購入分までから平成30年度購入分までに2年延長しました。

イ 自動車メーカーの不正行為に関する軽自動車税の規定の整備

平成28年に発覚した燃費試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足税額について、不正を行った自動車メーカー等に納税義務を課する規定の整備を行いました。

(5) その他

法令改正による引用条項の移動に伴い、呉市税条例及び呉市都市計画税条例の関係規定の整理等を行いました。

3 施行期日

平成29年4月1日